



2025 年 7 月 30 日

各位

会社名 日本航空株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子
(コード: 9201 東証プライム市場)
問合せ先 財務部長 西澤 修英
(TEL 03-5460-3121(代表))

業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 8 月 22 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 110,211 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,924.5 円
(4) 処分予定先	2022 年度分の本制度を適用された取締役 12 名※1 44,123 株 2022 年度分の本制度を適用された執行役員 34 名※2 66,088 株 ※1 社外取締役を除く。退任者 6 名を含む。 ※2 取締役を兼務する者を除く。退任者 10 名を含む。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2017 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）の報酬と中長期的な会社業績及びその株式価値との連動性をさらに高めることにより、当社の中長期的な企業価値の持続的向上及び株主の皆さまとの利害の共有をより一層促進することを目的として、本制度を導入することを決議し、2017 年 6 月 22 日開催の第 68 期定時株主総会において、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の総数は 1 業績評価期間当たり 100,000 株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。なお、対象取締役及び執行役員を合わせた 1 業績評価期間あたりの上限交付株式数は、290,000 株としております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、2022 年度分の本制度を適用された対象取締役 12 名（退任者 6 名を含む。）及び取締役を兼務しない執行役員 34 名（退任者 10 名を含む。）に対し、本制度の目的、各対象取締役等の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 322,312,087 円を支給し、それを現物出資させて、当社普通株式 110,211 株を処分することを決議いたしました。

なお、本自己株式処分に係る株式数は 110,211 株であり、当社の発行済株式総数（2025 年 3 月 31 日時点。自己株式数を除きます。）に占める割合は 0.03%となります。この希薄化率は軽微であり、処分の目的及び理由に照らして合理的であると判断しております。

本制度の概要は以下のとおりです。

<本制度の概要>

a. 業績連動型株式報酬制度の仕組み

1. 対象者

対象者は、対象取締役等とします。

2. 交付又は支給する財産
当社普通株式とします。ただし、当社普通株式の交付前に対象取締役等が死亡又は疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合は、下記のとおり当社普通株式に代わり金銭を支給します。
 3. 交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定式
交付する当社普通株式の数は下記 b. のとおり算定します。ただし、当社普通株式の交付前に対象取締役等が死亡又は疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合、支給する金銭の額は下記 d. のとおり算定します。
 4. 業績評価期間
2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとします。
 5. 当社普通株式の交付時期及び金銭の支給時期
当社普通株式の交付は、業績評価期間終了の翌事業年度に行います。ただし、当社普通株式の交付前に対象取締役等が死亡又は疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合は、所定の時期までに、金銭を支給します。
 6. 当社普通株式の交付方法及び金銭の支給方法
対象取締役等に対する当社普通株式の交付は、業績評価期間中の在任を要件として、各業績評価期間内の各対象取締役等の職務執行の対価として、当該業績評価期間終了の翌事業年度に金銭報酬債権を付与し、当社が各対象取締役から当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付を受けることにより、当社普通株式を交付するものです。当社普通株式の交付は、当社による株式の発行又は自己株式の処分のいずれかの方法によります。ただし、業績評価期間中に対象取締役等が死亡又は疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合には、対象取締役等退任後相当期間内に、当社普通株式の交付に代えて金銭を支給します。
各対象取締役等に支給する金銭報酬債権の報酬の額は、業績評価期間中に対象取締役等が死亡又は疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合を除き、下記 b. に定める個人別交付株式数に 1 株当たりの払込金額を乗じた金額とします。1 株あたりの払込金額は、原則として、当社普通株式の交付を決議する取締役会の開催日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値等払込期日における当社普通株式の公正な価格とします。
- b. 交付する当社普通株式の数の算定方法
以下の方法に基づき、各対象取締役等に交付する当社普通株式の数（以下「個人別交付株式数」といいます。）を決定します。
株式による個人別交付株式数（1 株未満を切捨て）
個人別交付株式数
＝基準交付株式数（注）×（TSR（配当込み TOPIX 対比）評価×25%＋連結 ROIC 評価×25%＋有償トンキロ当たりの CO₂ 排出量評価×25%＋ESG 銘柄選定数評価×25%）
ただし、対象取締役等に交付される当社普通株式の総数は、1 業績評価期間当たり 290,000 株（うち、対象取締役分は 100,000 株）を上限とします。なお、当該算定方法によって算定された個人別交付株式数の総数が、上限交付株式数を超えるおそれがある場合には、上限交付株式数を超えない範囲で、各対象取締役等に対して交付する株式数を案分比例等の合理的な方法により減少させます。
（注）基準交付株式数は、役位に従い定める役位別標準額（業績評価期間の当初の事業年度の役位別標準額）を、業績評価期間の開始日前 1 か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）で除した株式数とします。
- c. 対象取締役等に異動等が発生した場合の取扱い等について
業績評価期間中に新たに対象取締役等に就任した場合又は対象取締役等が任期満了により退任した場合においては、上記 b. に従い算定される個人別株式数に、各業績評価期間の月数に占める在任期間に相当する月数（月の途中で就任又は退任があった場合は、当該月を含みます。）の割合を乗じて得た数（1 株未満を切捨て）の当社普通株式を交付いたします。
このほか、業績評価期間中に対象取締役等が死亡又は疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合は、退任後相当期間内に、①上記 b. に従い算定される個人別株式数に、各業績評価期間の月数に占める在任期間に相当する月数（月の途中

で就任又は退任があった場合は、当該月を含みます。)の割合を乗じて得た数(1株未満を切捨て)に、②個人別交付株式数に付与を決議する取締役会の開催の前営業日における当社普通株式の1株当たりの公正な価格を乗じた金額の金銭報酬債権を付与し、当該当社普通株式の交付に代えて、当該金銭報酬債権の額の金銭を支給することといたします。

d. その他の調整

業績評価期間中に、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)・併合が発生する場合には、分割・併合の比率に応じて対象取締役に対する「個人別交付株式数」及び「上限交付株式数」を調整いたします。また、上記 a. から d. までにかかわらず、予測不可能な状況が発生した場合、報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議に基づき、支給額を調整又は不支給とすることができます。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月29日(株式交付に係る取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,924.5円としております。これは、株式交付に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上